

## 「震災伝承施設」 登録要綱

### （目的）

1. この要綱は、東日本大震災に関する震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等を「震災伝承施設」として登録し、東日本大震災から得られた個々の実情と教訓を、総体として広く国内外及び次世代に継承すること、あわせて地域の交流促進、地方創生及び地域の防災力の強化に寄与することを目的とする。

### （「震災伝承施設」の定義）

2. この要綱において、「震災伝承施設」とは、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設をいい、以下の項目のいずれか一つ以上に該当する施設をいう。

#### <項目>

- ① 災害の教訓が理解できるもの
- ② 災害時の防災に貢献できるもの
- ③ 災害の恐怖や自然の畏怖を理解できるもの
- ④ 災害における歴史的・学術的価値があるもの
- ⑤ その他（災害の実情や教訓の伝承と認められるもの）

### （施設の設置者及び管理者）

3. 施設の設置者は、国、県、市町村、行政機関に代わり得る公的な団体、民間団体又は個人であること。

なお、施設の管理又は運営を行政機関以外のものが行う場合は、「震災伝承施設」として、継続的な施設管理が確保されること。

### （「震災伝承施設」の分類）

4. 施設の特性や設置状況を踏まえ、「震災伝承施設」を3分類とする。

#### <分類>

第1分類：2. 『震災伝承施設』の定義の項目のいずれか一つ以上に該当する施設

第2分類：第1分類~~のうち~~の条件を満たし、かつ、十分な容量の駐車場（大型、小型車）等、来訪者が訪問しやすい<sup>注1</sup>設備を有する施設

第3分類：第2分類~~のうち~~の条件を満たし、かつ、案内員の配置や語り部活動の実施等、来訪者の理解しやすさ<sup>注2</sup>に配慮している施設

#### 注1【訪問しやすい】とは

施設の来訪者が無料で利用できる十分な容量の駐車場（大型、小型車）等のサービス設備を有していること

#### 注2【理解しやすさ】とは、次の各号のすべてを満たすものであること

- 一、震災伝承に係る展示物や展示内容に関する案内員が配置されていること、または、施設の展示に関連する語り部活動が行われていること
- 二、展示内容の多言語化やビデオ映像上映による展示等が行われていること

#### （登録の申請）

5. 2の『震災伝承施設』の定義に適合する施設の設置者又は推薦者（以下「申請者」という。）は、当該施設を「震災伝承施設」として申請することができる。申請者は行政機関のみならず民間団体又は個人であっても構わない。申請者が推薦者である場合にあっては、事前に施設の設置者から申請合意を得るものとする。

なお申請する時点で、対象とする施設が整備中（施工中）である場合は、以下の条件を満たせば、申請することができる。

- ① 展示内容や運営計画（管理者、案内人等）が決定している。
- ② 完成（供用）時期（※）が明確である。（※月単位程度）

2) 申請に際しては、申請者は申請用紙（様式-1）に次の書類を添えて、当該施設が存する県または政令市（別紙）を経由し、これを震災伝承ネットワーク協議会会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。~~なお、申請者は行政機関のみならず民間団体又は個人であっても構わない。~~

- ① 申請する施設の写真（全景や外観）、位置図及び箇所図（様式-2）

- ② 申請する施設の状況写真（様式-3）
- ③ 申請者が推薦者である場合にあっては、推薦理由を記載した資料
- ④ 施設の管理又は運営を行政機関から委託されている場合にあっては、協定や契約等の写し
- ⑤ 施設が整備中（施工中）である場合にあっては、②の状況写真に代えて、施設内容の詳細（展示物・展示内容、駐車場、トイレ、休憩スペース、展示物・展示内容に係る案内員、地域の情報提供案内所・窓口）を判断できる図面等の資料
- ⑥ 登録前にパンフレット・看板設置等で**標章（ピクトグラム）** ~~ピクト~~を事前使用したい場合は「震災伝承施設 **ピクトグラム等** 使用申請書」を申請書類と同時に提出のこと

3) 申請は年間を通して行うことが出来ることとし、原則として年度内2回（上半期1回、下半期1回）、震災伝承ネットワーク協議会で申請内容を審議し、登録施設を決定（定期登録という）することとする。また、定期登録以外のタイミングで登録を要すると認められる場合は、随時登録することができる。

#### （登録証の交付等）

6. 会長は、登録施設決定後、「震災伝承施設」登録簿に登録し、施設の設置者**または管理者**に登録証を交付するものとする。

なお、推薦者が申請した場合にあっては、推薦者に登録証の写しを通知する。

2) 整備中の施設にあっては、施設の供用時期に合わせて登録証を交付するものとする。

#### （登録内容の変更の届け出）

7. 「震災伝承施設」の登録を受けた者（以下、「震災伝承施設」登録者」という。）は、申請の内容に変更~~（軽微な変更は除く）~~があったときは、当該施設が存する県または政令市（別紙）を経由し、遅滞なく会長に届け出なければならない。

#### (震災伝承ネットワーク協議会の取組)

8. 震災伝承ネットワーク協議会は、「震災伝承施設」に関して、分類に応じた以下の取組を行う。
- ① 震災を伝承すべき遺産として、ホームページで公表 [第1分類、第2分類、第3分類]
  - ② 3.11 伝承ロードを形成する施設として、ホームページで公表 [第1分類、第2分類、第3分類]
  - ③ 観光事業者等が作成するマップ等へ「標章 (ピクトグラム)」の使用を許諾 [第2分類、第3分類]
  - ④ 観光事業者等に対し「震災伝承施設」を見学施設として紹介するとともに、観光に関する会議等を通じ周知について協力を依頼 [第3分類]

#### (「震災伝承施設」登録者等の取組)

9. 「震災伝承施設」登録者は分類に応じて、以下の取組が可能となる。
- ① 第2分類または第3分類の登録を受けた者は、施設の情報発信に「標章 (ピクトグラム)」を使用することができる。
  - ② 第3分類の登録者は、自らもしくは道路管理者の協力を得て、施設の案内標識に「標章 (ピクトグラム)」を使用することができる。

#### (標章)

10. 「震災伝承施設」の「標章 (ピクトグラム)」は、別図のとおりとする。
- 2) 標章 (ピクトグラム) の使用は、別に定める「震災伝承施設の標章 (ピクトグラム及び文字) に関する使用規程」によるものとする。



別図 標章

#### (登録者の務め努め)

11. 第3分類の登録者は、次の事項に努めなければならない。
- ① 施設について安全で快適な利用が可能となるよう適切な維持管理を行

うこと

- ② 案内員に対する研修等を行い、提供する情報の質の向上に努めること
- ③ 「震災伝承施設」の機能と魅力を高めるため、震災伝承ネットワーク協議会及び他の「震災伝承施設」と相互に連携し、協力すること
- ④ 第3分類の登録を受けた者は、標章（ピクトグラム）用いた登録証を施設内に見やすいように掲示すること。なお、掲示が困難な屋外の施設にあってはこの限りでない。

**（登録の取り消し）**

12. 会長は、登録された「震災伝承施設」が内容の変更により2及び4の各号に該当しないと認められるに至った場合、または「震災伝承施設」登録者が11の義務を遵守せず、「震災伝承施設」として案内することが適切でないと認められるに至った場合は、当該施設の登録を取り消すことや分類の変更を行うことができる。

**（登録要綱の補足事項）**

13. この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のために必要な事項については、別途定める。

**附則**

この要綱は、平成30年11月30日から実施する。

平成31年 3月29日一部改正

令和 2年 6月 9日一部改正

令和 3年 7月20日一部改正

## 「震災伝承施設」登録要綱の補足事項

### <施設の展示内容の確認>

1. 震災伝承施設には、以下の展示物や展示内容のいずれか一つ以上が備わっており、施設状況写真で展示内容が確認できること。
  - イ. 説明板等
  - ロ. デジタルサイネージ、電子看板
  - ハ. 情報端末 (PC 等)
  - ニ. ビデオ映像上映
  - ホ. パネル展示
  - ヘ. その他
2. 震災伝承の展示にあたっては、来訪者に適切な空間を確保すること。

### <訪問しやすさ>

3. 十分な容量の駐車場とは、交通量・立地条件・施設内容等に応じて利用需要に対応できると認められるもので、駐車台数概ね10台（大型車用は2台分に換算）以上のものとする。
4. 駐車場は、施設から徒歩で2～3分以内に位置しており一体的に利用可能であること。
5. 無料の駐車場の有無に関わらず、近隣に有料駐車場が点在する施設や公共交通機関等の利便性が高い施設であること。

### <ホームページ公表>

6. 「震災伝承施設」として登録した場合、申請用紙の記入内容（施設の基本事項や写真等）は、震災伝承ネットワーク協議会の取組として作成する公表用資料に使用する。また、年度毎に2回の登録案件公表を「基本公表」とし、公表方法は、記者発表（投げ込み）とWeb（ホームページ）掲載のセットを基本とする。

### <「震災伝承施設」の例示>

7. 「震災伝承施設」は、登録要綱1の目的に示す、震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑のほか、以下の施設についても説明板等により、震災の実情や教訓を伝える施設である場合においては、当該施設を申請することができる。
  - ・被災直後に被災者が一定期間生活した避難所
  - ・役場等が被災し緊急整備した仮設庁舎等
8. 東日本大震災による津波と同様に、実情と教訓を伝承する基本となる津波石碑については、当該施設を申請することができる。

9. 震災伝承施設として登録申請する施設の登録名称は、登録要綱2の「震災伝承施設の定義」の項目に直接合致する対象物とする。

#### <「震災伝承施設」として登録できる範囲>

10. 震災伝承施設として登録できる範囲は、震災伝承施設として登録できる範囲は、震災伝承の要素がある施設（範囲）を基本とし、特別な許可を得ることなく訪問できる施設（範囲）とする。

#### <「随時登録」及び「登録内容の変更」の登録方法>

9. 11. 随時登録する際の方法については及び登録内容の変更の届出があった場合は、協議会を文書開催（メール等）により実施し、各委員と審議することができる。なお、登録内容を変更する場合には、下記の取扱を基本とする。

○登録施設の変更（名称のみ）の場合は、変更申請書に基づき事務局において処理するものとする。

○登録施設の変更（住所、展示の主旨、施設分類等）の場合は、協議会に諮るものとする。

○登録内容の変更により、施設分類が変更とならない限り、登録番号の変更は行わない。

○登録内容の変更により、施設分類が変更となった場合には、変更前の登録番号は欠番とする。

## 問合せ窓口

<p><b>震災伝承ネットワーク協議会事務局</b>          国土交通省東北地方整備局 企画部 企画課・広域計画課          TEL.022-225-2171（代表）、FAX022-221-9890          メールアドレス：<a href="mailto:thr-densho@mlit.go.jp">thr-densho@mlit.go.jp</a>          URL：<a href="http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/">http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/</a></p>
---

## 提出先一覧

青森県	〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号 県土整備部 都市計画課
岩手県	<del>〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号</del> <del>〒029-2204 岩手県陸前高田市気仙町字土手影180番地</del> <del>復興局 震災津波伝承課</del> 復興防災部 復興推進課
宮城県	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 <del>震災復興・企画部 震災復興推進課</del> 復興・危機管理部 復興支援・伝承課
福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 土木部 土木企画課
仙台市	〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 まちづくり政策局 防災環境都市推進室・震災復興室